

日本刺絡学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は日本刺絡学会 (Japan Association Of Shiraku Acupuncture) と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本4-1-8 森ノ宮医療学園専門学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、鍼灸における基本的治療法の一つである刺絡鍼法の継承と発展によって国民の健康に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の諸課題に取り組む。

1. 刺絡療法の学問的研究
2. 刺絡技術の研修及び普及
3. 血液感染の予防及び対策
4. 刺絡鍼法の国際的交流と相互発展
5. その他必要とする事項

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第3章 会員

(会員)

第6条 本会に次の会員を置く。

この会の目的に賛同し、年会費を納めた者または団体で、次の者とする。

正会員：はり師・きゅう師・医師の国家資格を

有する者。総会における議決権を有する。

学生会員：鍼灸又は医学部などの教育機関に学籍を有する者。ただし、総会における議決権は有しない。

賛助会員：本会の事業を援助し年会費あるいは寄付金を収めた個人または団体。ただし、総会における議決権は有しない。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は年会費（賛助会員の場合は寄付金を含む）を納め、入会申込書を会長に提出し、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

3 会費納入日をもって会員資格取得日とする。

(会員の権利ならびに義務)

第8条 会員の権利は次に定める。

1. 本会の発行する機関誌の無償配布
2. 本会の発行する機関誌への投稿
3. 総会・学術大会・学術集会、その他の事業への参加

第9条 会員は次の義務を負う。

1. 会員は本会の活動に必要な経費に充てるため、会費を入会時及び毎年納入しなければならない。
2. 総会決議を尊重しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 会員は次の事由によってその資格を失う。

1. 第9条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
2. 当該会員が禁治産・準禁治産者または破産の宣告を受けたとき

- 3. 当該会員が死亡または失踪宣言を受けたとき
- 4. 会員である団体が解散したとき

(退会)

第11条 本会を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会・評議員会の議決により理事会が戒告または除名することができる。

- 1. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき
 - 2. その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 理事会は、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第4章 役員・評議員等

(役員)

第13条 本会に次の役職を置く。

- 1. 理事5名以上
- 2. 監事2名
- 3. 評議員10名以上

2 理事の中に副理事長・常務理事数名を置くことができる

(役員を選出)

第14条 理事及び監事は、理事会の提案により評議員会の承認を得て評議員以外から理事を選任することができる。また理事は監事を兼ねることはできない。理事長は理事会の決議によって決定する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は理事会を構成し、法令及び本会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本会の職務を総括し本会を代表する。また、会の代表として会長を置くことができ

る。但し理事長の兼務はさしつかえない。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときはその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務執行ならびに本会の業務及び財産の状況を監査する。

- 2 監事は、前項により不正の事実を発見したときは、理事会・評議員会・総会の招集を要請することができる。

(評議員の職務及び権限)

第17条 評議員は、正会員のうちから理事会が推薦した候補者及び会員の推薦した者につき総会の承認を得て定める。但し、会員推薦は5名以上の会員によることが必要であり、かつその総数は、評議員の過半数を超えてはならない。

2 評議員は、評議員会を構成し次の事項を審議する。

- 1. 理事会から総会に提出する事項
- 2. 総会から委任された事項
- 3. 理事会からの諮問事項

(役員及び評議員の任期)

第18条 役員及び評議員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員及び評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員及び評議員の処分)

第19条 役員及び評議員は、本会の役員及び評議員たるにふさわしくない行為があった場合、または特別の事情のある場合には、任期中であっても理事会及び評議員会の議決により理事会長がこれを戒告または解任できる。

(顧問ならびに参加)

第20条 本会に顧問ならびに参加若干名を置くこ

とができる。

2 顧問ならびに参加は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問ならびに参加は、理事長の求めにより理事会・委員会等に出席して意見を述べることができる。但し議決には加わらない。

(委員)

第21条 本会の事業を推進するために必要のある時は、理事会はその決議により委員会を設け委員を置くことができる。

(職員)

第22条 本会の業務遂行に関して必要に応じ職員を置くことができる。

1. 職員は理事長が任免する。
2. 職員は有給とすることができる。

第5章 会務

第23条 本会に次の部または局を置く

1. 事務局：事務総務、定款等改正検討委員会
2. 財務部
3. 学術部：学術大会、認定委員会、国際交流事業委員会、ISO委員会
4. 教育研修部：基礎講習会運営委員会
5. 広報部：会報誌制作委員会、ウェブサイトページ委員会

2 各部の部長または局長は、理事長が選任し、理事会の承認を受ける。

第6章 学術大会・学術集会

第24条 本会は学術大会を毎年1回開催し、学術集会は随時開催する。

2 学術大会を開催する場合は、理事長が会頭を委嘱、会頭が主催するものとする。

第7章 会議等

(理事会)

第25条 本会に理事会を置き、すべての理事をも

って構成する。

2 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

1. 通常理事会は毎年1回以上開催する。
2. 臨時理事会は理事長が必要と認めたとき、または理事現職在職の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求のあった場合に開催する。

3 理事会は理事長が招集する。

4 理事会の議長は理事長とする。

(評議員会)

第26条 本会に評議員会を置き、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は通常評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

1. 通常評議員会は毎年1回以上開催する。
2. 臨時評議員会は理事長が必要と認めたとき、または評議員の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求のあった場合に開催する。

3 評議員会は理事長が招集する。

4 評議員会の議長は理事長が選任する。

(総会)

第27条 総会は、第6条のすべての正会員をもって構成する。

2 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

1. 通常総会は毎年1回開催する。
2. 臨時総会は理事長または評議員の要求があった場合に開催する。

3 総会は理事長が招集する。

4 総会の議長は理事長が選任する。

5 総会は次の事項について決議する。

1. 事業計画及び収支予算の承認
2. 事業報告及び収支決算の承認
3. 財産目録
4. その他、理事会・評議員会において認めた事項。

(会議の通知)

第28条 理事会・評議員会・総会の通知は、少なくとも2週間前にその会議に付議すべき事項・日時・場所を示した書面をもってする。但し機関誌の公告をもって通知にかえることができる。

(会議の成立)

第29条 会議は次の出席をもって成立することができる。

1. 理事会は、理事の2分の1以上の出席。
2. 評議員会は、評議員の3分の1以上の出席。
3. 総会は、正会員の10分の1以上の出席。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の正会員を代理人として票決を委任した者は出席と見なす

(会議の議決)

第30条 理事会・評議員会・総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第31条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度始前までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により理事会を開催できないときは、その議決を省略することができる。この場合は、翌事業年度開始後、最初に開かれる理事会において承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第32条 本会の事業報告及びこれに伴う収支決算は、毎事業年度終了後3箇月以内に理事長が作成し、次の書類とともに監事の監査を受け、理事会、評議員会、総会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告書
2. 収支決算書
3. 財産目録

第9章 その他

(個人情報の取り扱い)

第33条 個人情報の取り扱いについては日本刺絡学会個人情報保護方針を定める。

(会則の変更ならびに解散)

第34条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

第35条 本会の解散及び解散に伴う残余財産は、理事会・評議員会及び総会において、おのおの4分の3以上の出席者による議決を要する。

(細則)

本会の年会費は次の金額とする

正会員10,000円、学生会員5,000円、
賛助会員3,000円

本会の寄付金は一口3,000円とする

(付則)

本会則は、平成13年5月13日より施行

会則改訂 平成9年3月30日

令和4年6月26日